

## 報告検討グループによる検討等について（案）

（平成15年7月28日新司法試験調査会申合せ）

- 1 新司法試験実施に係る研究調査会（以下「新司法試験調査会」という。）の中間報告に対する意見募集後において、「新司法試験実施に係る研究調査会設置要綱」第2条の任務を、第7条に定める設置期限内に適正かつ効率的に処理するため、在り方検討グループ及び科目別ワーキンググループの代表者により構成する「報告検討グループ」を設けて、最終報告についての検討及び各グループとの連絡・調整等を行う。
- 2 報告検討グループは、在り方検討グループ及び科目別ワーキンググループの代表者（科目別ワーキンググループについては、原則として、各科目を構成している法分野ごとにそれぞれ3名程度とする。）により構成されるものとする。

なお、代表者に支障のある場合には、適宜同じグループの委員が代理出席できるものとする。